

令和 6 年度 秋田県地域年金事業運営調整会議 議事録

令和 6 年 7 月 19 日（金）13：30～

於：ホテルメトロポリタン秋田「ルーチェ」



<出席者>

- 1 秋田県地域年金事業運営調整会議委員 13 名
「令和 6 年度 秋田県地域年金事業運営調整会議次第及び委員一覧」参照

- 2 日本年金機構職員
 - ① 東北地域部事業推進役 1 名
 - ② 地域代表年金事務所（仙台東年金事務所） 1 名
 - ③ 県内各年金事務所長 4 名
 - ④ 秋田年金事務所総務調整課 3 名（事務局）

1 開会

2 日程・資料の確認

3 主催者あいさつ 秋田年金事務所長 小松 充生

本日はご多忙の中、秋田県地域年金事業運営調整会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの円滑な事業運営にお力添えを賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、当県の地域年金展開事業の詳細な実績等については、このあとご報告いたしますが、私の方からは少々お時間をいただきまして現在の公的年金を取り巻く状況、当機構の組織目標、並びに地域年金展開事業の取り組み対応についてご報告させていただきます。日本年金機構は、公的年金制度を取り扱う唯一の組織です。当機構の事業規模を申し上げますと、被保険者の総数は6,800万人、徴収している社会保険料の総額は年間39兆円であり、また年金受給者数は約4,000万人、その支給額は我が国の名目GDPの約1割にあたる53兆円です。まさに、年金制度の適正かつ安定的な運営が我が国社会の安心と安定に大きな役割を果たしていることがご理解いただけると思います。

当機構においては、本年度より5年間に及び第4期中期計画がスタートしたところですが、その初年度である令和6年の組織目標を「更なる高みへの挑戦」～信頼され続ける組織であるために～としています。令和元年度から5年度までの第3期中期計画において、お客様の信頼のバロメーターとして位置付けている国民年金保険料の納付率が機構設立後初めて80%代に到達したことに示されるように、当機構は着実に適用・徴収・給付・記録管理等の基幹業務について、実績を積み上げてきました。この現状に満足することなく、お客様に信頼され続ける組織であるために、全職員がもう一步さらなる高みを目指すという心がまえを持って前に進んでいきたい、そういった思いをこの組織目標に込めています。お客様の信頼を得るといことはどういうことかと申し上げますと、それは当機構のミッションである年金制度の正確かつ公正な運用により、無年金・低年金を防止しお客様の将来への不安を和らげる経済的基盤・安心を提供すべく加入すべき方に加入いただき、徴収すべき保険料を徴収し、正確な記録に基づき確実に給付をするという基幹業務について、デジタル化等によりお客様の利便性や事務の正確性等の向上を図りつつ、さらに実績を積み上げることです。本年10月には、社会保険加入者が51人以上の事業所における短時間労働者の適用拡大が控えております。お勤めの方々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改正であることから、徹底した制度周知を行い、適正な届出をいただくことを当機構の責務として取り組んでまいります。

続いて、地域年金展開事業の取り組み概要でございますが、先ほど申し上げたとおり公的年金が社会で極めて重要な役割を果たしている現状下において、年金制度の安定的かつ恒常的な発展のために地域の皆様に制度や手続き内容を適時、的確にお伝えするとともに、特に将来制度を担う若年者層の方々に制度理解を深めていただくことは、私ども日本年金

機構として重要な取り組みであると考えております。このため、教育機関のご協力のもと若年者層向けに年金セミナーを実施しているところです。令和5年度においては、教育機関における対面開催に加え、WEB会議サービスを利用したオンライン実施などにより、全国で3,156回開催し約16万4,000人の学生・生徒に受講していただきました。また、正しい年金制度の知識や手続き、制度改正について事業所内や地域に周知していただくために、市町村・自治会・事業所及び関係機関、団体の皆様に対して、年金制度説明会を実施しております。令和5年度においては、全国で1,965回開催し約8,200人の方々に参加していただきました。今後も皆様のニーズに応じ、内容の充実に努めるとともにより多くの皆様に参加していただけるよう努めてまいります。

また、本年度も6月3日から9月9日の期間において「わたしと年金」エッセイの募集を行っております。広く国民の皆様にご公的年金の大切さ、ご自身やご家族との公的年金制度の関わりなど、年金に対する思いや考えを表していただく機会として毎年募集しているものです。昨年度は、全国から1,609件の応募を頂き厚生労働大臣賞を一般の方が、日本年金機構理事長賞を高校生がそれぞれ受賞され、その他優秀賞や入賞作品には30代から60代の一般の方々や高校生も選出されました。老若男女問わず幅広くご応募いただきますよう、引き続きエッセイ応募へのご協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣から委嘱を受けて当機構が担う厚生年金保険や国民年金の事業について、事業所や地域で啓発・相談・助言などを行っていただく年金委員の活動の活性化も重要な課題の一つです。昨年度は、文書や電話による推薦要請により、全国で地域型年金委員が約600人、職域型年金委員が約3,800人増えました。昨年度に引き続き委嘱を拡大し、その活動基盤の充実に努めました。今後も委嘱拡大に加え、定期連絡会やオンライン実施なども含めた、年金委員研修の内容を充実させるとともに機構ホームページも活用し、年金委員の活動に必要な情報提供の強化を図ってまいります。

最後になりますが、複雑となっている公的年金制度について、正確に国民にご理解いただき、制度を知らないことで不利益を被る人を発生させないことが日本年金機構の責務であり、これらの実施にあたっては関係機関や年金委員のご協力が不可欠と考えております。引き続き当機構の取り組みにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。それではこの後、議事にて当県の取り組み状況を報告させていただきますので、ぜひ忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

4 秋田県地域年金事業運営調整会議出席者の確認

出席者の確認紹介。終了後、日本年金機構側出席者の紹介。

5 議 事

議長確認

秋田県地域年金事業運営調整会議要綱第5条第1項の規定に基づき委員長を議長とすることを確認。

藤本議長 : それでは次第 4 の議事となりますが、その前に本会議の要綱、要領について事務局から説明があるということですのでお願いします。

(秋田県地域年金事業運営調整会議設置要綱の改正について秋田年金事務所安田副所長より説明)

藤本議長 : 要綱、要領については特に本会議委員の皆様のご意見を反映させるものではありませんが、ご意見のある委員の方いましたら挙手のうえ発言をお願いします。よろしいでしょうか。では次第 4 に移りたいと思います。初めに国民年金保険料納付状況等について、大曲年金事務所鈴木所長よりお願いいたします。

(「国民年金保険料納付状況等」について大曲年金事務所鈴木所長より説明)

藤本議長 : ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご質問あるいはご意見のあるかたは挙手をお願いします。よろしいでしょうか。ここで 10 分間休憩を入れたいと思います。

(休 憩)

藤本議長 : それでは引き続き事務局からの説明をお願いいたします。資料 1 に基づいてお願いします。

(「地域年金展開事業の概要」について安田副所長、「令和 5 年度事業結果報告」について鷹巣年金事務所石塚所長、本荘年金事務所鷓木所長より説明)

藤本議長 : それでは資料 1 の 3 ページから 13 ページまでの中で何かご質問がありましたら挙手をお願いします。

菅原委員
(厚生労働省東北厚生局) : 資料 5 ページ目のハローワーク主催の雇用保険制度説明会の参加について、いろいろな事情があるなかで鷹巣、大曲が実施なしとなっております。東北 6 県の運営調整会議に参加させていただいておりますが、青森県で唯一労働局の方がこの運営調整会議の構成員として参画されているという状況です。そういった方がいれば、その方を通じて協力いただけることも出てくるかと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思い、青森県の事情をお話しさせていただきました。それともう一点、質問ですが年金ポスターコンクールについて昨年度は県内 9 校から 24 作品と

ということで、秋田県は令和 3 年度から開催されていますが、応募していただける学校や応募作品の件数が徐々に少なくなってきているところです。その辺の事情を把握されていればお話していただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

安田副所長 : 青森の労働局の方が調整会議に参加されているとのことですが、各県の状況を確認して検討したいと思います。そうした場合には、要綱の改正ということで皆様に示していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。ポスターコンクールについては、確かにおっしゃる通りで、1 回目が 22 校 138 名の応募がありました。2 回目が 11 校で 67 名の応募、3 回目が 9 校で 24 名の応募とだんだん少なくなっているのが実情です。どうしても夏休みを利用して出品をしているところがあります。特に税金のポスターなどは人気があり、多くの団体からの募集がある中で、なかなか年金のポスターの方に取り組んでいただけないのかなと感じております。今年度は第 4 回目ですが、応募の締め切りが 9 月 17 日で、これは東北全部同じ日で設定しているところです。応募作品が少ないということであれば、もっと期間を延ばす、もっと中学校にアプローチするという必要も必要になってきます。県庁の義務教育課に行って、県を通じて各中学校の方をお願いしていただきましたが、夏休みに入る前にということで各中学校に再度アプローチをかけたところです。今年度の状況を観察していきたいと考えています。

藤本議長 : よろしいでしょうか。そのほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。

加藤委員 : 資料 5 ページの出張年金相談について、これは大変なことだとお察ししますが、実施状況にあるオンライン相談につきましては、ぜひ推進して
(全国健康保険協会秋田支部) いただければと思います。これは皆様の利便性の向上につながりますし、秋田の場合は季節要因もあり雪が降ると身動きが取れないこともありますので、そのような時にうまく機能するもの。ぜひご検討から実施の方へ努力していただけたらと思います。

安田副所長 : 実際のところどのように行われているか見たわけではないですが、ケースとしては、離島でなかなか人がいけない場合に、オンラインで年金相談を行っているということです。一番距離のあるところでは鷹巣を中心として能代・大館・鹿角と大きい三市がございますが、そこをオンラインでできるのかということです。もし本部の方から距離的に近いから出張で行けるんじゃないかと言われた時には、要望するところまでたどり着けないと感じております。ただ、今後オンラインを推進していくうえ

では、ひとつのツールと考えておりますので、本部がどのように実施していくか注視していきたいと思えます。

藤本議長 : ほかに何かご質問やご意見はありますか。

小林委員 : 年金委員の委嘱拡大について、推進していただき誠にありがとうございます。
(秋田県社会保険委員会連合会) 連合会の各地区においても常に課題であります、委員を増やすということについてですが、今回は被保険者が 50 名以上の事業所に対して勧奨して下さったとのことですが、何人くらい増えたのでしょうか。また、委嘱された委員の情報は委員会の方に直接提供していただくことは可能でしょうか。

安田副所長 : 令和 5 年 3 月末と令和 6 年 3 月末の数字では、秋田事務所ではプラス 2 鷹巣事務所ではマイナス 2、大曲事務所ではマイナス 16、本荘事務所ではマイナス 6 です。被保険者 50 人以上の事業所については若干増えておりますが、全体の数字としては減っているというのが事実です。その働きかけを今後どうしていくのが課題ですが、まずは従業員の多いところを中心に進めたいと考えております。各支部への情報提供については場を変えてご説明させていただくということでもよろしいでしょうか。

小林委員 : 分かりました。減ってはいますが新たな委員が増えるということもある
(秋田県社会保険委員会連合会) わけですよね。

安田副所長 : そうです。

小林委員 : 増えた新しい方が入ってくださればこちらありがたいですので、よろ
(秋田県社会保険委員会連合会) しくお願いします。

安田副所長 : 令和 6 年 3 月末の全県の状況ですが、秋田事務所管轄で 570 名、鷹巣事務所管轄で 360 名、大曲事務所管轄で 572 名、本荘事務所管轄で 227 名、トータル 1,729 名の職域型の年金委員を委嘱しております。地域型も説明させていただくと、令和 6 年 3 月末で秋田事務所管轄で 55 名、鷹巣年金事務所管轄で 48 名、大曲管内が 53 名、本荘事務所管轄が 18 名です。トータル 174 名の地域型年金委員の方を委嘱しております。

藤本議長 : ありがとうございます。そのほかに何かありますか。

岩谷委員
(秋田県教育庁)

：自分の担当している部分に絡んだところで概要をお伝えしたいと思います。8 ページのところですが、年金セミナーを毎年実施していただきまして、ありがとうございます。資料にあるように高校が冬期間に多いのは、主に年金に直接的に関わっていく3年生の卒業時期が近づいてきたところに最も集中するためです。例えば、大学進学する生徒がいる一方で一部の生徒が就職するというケースだと、1月中旬に大学入学共通テストがあり、それ以降の時間割を変更するケースがあるわけです。そういった場合に就職後年金に直結していく生徒に向けての依頼がきて、年金セミナーをやっていただいているケースが多いです。また、2月はどこの学校も登校日を一日以上設けておりますので、そのタイミングで行っていただいているケースも非常に多いかと思います。もちろん1、2年生が対象の場合もありますが、年金の扱いは家庭科が一番多いため、家庭科の授業の中での実施も十分ありうると思います。最近の状況ですと、消費者教育、主権者教育、金融教育などが非常に盛んになってきていて、4月から7月にかけて様々な団体から各学校への案内の依頼が来ます。現在年金セミナーの実施のある学校については、直接お電話などで実施の予定をお尋ねいただいてもよいのではないかと思います。学校の進路指導部に就職担当がいるケースもあれば、学年の中に担当者をおいている学校もあります。年度が変わったときに引継ぎがもれてしまうもったいないので学校の状況をお伝えさせていただくところです。今年度でいうと、十和田・小坂・花輪と3校合併して鹿角高校になりましたので、2校減ってしましますが、次年度また増えている状況が見られればよいなと思った次第です。ありがとうございます。

安田副所長 : ありがとうございます。私どもも高等学校の方に4月初めをお願いしている次第です。どうしても時期的に後半に重なってしまいますので、前半にもやればなという気持ちもあります。全県の高校が50校ありまして、そのうち開催校が20校でだいたい40%くらいの状況です。年金制度は皆さんに関係あることですので、今後5割と言わずもう少し増やせるよう進めていければと思っておりますので、ご協力お願い申し上げます。

藤本議長 : そのほかにご意見、ご質問はないですか。では引き続きお願いします。

(「令和4年度秋田県地域年金事業運営調整会議での意見等」「令和5年度秋田県地域年金事業運営調整会議(書面開催)での意見等」を安田副所長より説明)

藤本議長 : 昨年度の書面開催等でのご意見について丁寧な説明がありました。何か

ご意見等ありますか。よろしいでしょうか。では「令和 6 年度の地域年金展開事業の取り組み方針」からのご説明をお願いします。

(「令和 6 年度の地域年金展開事業の取り組み方針」～「事務所別事業実績結果」を秋田年金事務所小松所長より説明)

藤本議長 : ここまでのところで何かご意見やご質問はありますか。

菅原委員 : 年金セミナー事業に関連して私から 2 点ほどお話をさせていただきます。
(厚生労働省東北厚生局) 1 点目は、厚生労働省年金局主催による「学生との年金対話集会」についてです。開催目的は、日本年金機構で実施している年金セミナーと同様で、学生に年金制度の仕組み、必要性を理解していただくというもので、この対話集会を通じて学生が自身の年金について考えていただくというところにあります。開催形式は、年金局の職員が大学にお邪魔してご協力いただいた教授の 1 コマ 90 分を頂戴し、第 1 部は 45 分程度年金制度の説明、第 2 部は残り 45 分で 3 つくらいのグループに分かれて座談会方式で意見交換をするという内容になっております。この対話集会ですが、令和元年度からスタートして、開催当時は 6 校でした。それが、昨年度は全国で 36 校と徐々にではありますが、増加しております。東北管内では、岩手では盛岡大学、宮城では東北大学、東北学院大学、東北福祉大学、山形では東北公益文科大学と 3 県で 5 つの大学で開催しているところです。東北厚生局としてもより多くの学生に年金制度を理解していただくために、6 月 28 日に 4 年制の大学を中心に対話集会の開催について文書勧奨をさせていただいております。今後は電話勧奨をする予定ですが、その際に年金セミナーのご案内をさせていただければと思っておりますのでご承知おきいただきたいのと、年金機構でセミナーの勧奨をするときにぜひこの対話集会についてもご案内いただければ非常にありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。2 点目は学生納付特例事務法人の指定に関する勧奨についてです。東北 6 県の大学や短大、各種学校に毎年勧奨文書を送っております。ご存じのとおり国民年金は 20 才になれば加入して、学生であっても保険料を納付する義務が生じます。所得が少ない、納めることが大変だという学生には、保険料を猶予される学生納付特例制度があります。お住まいの市町村で申請していただくこととなりますので、学生にとってはなかなか申請しづらいというところがあります。そういった中で、この学生納付特例事務法人制度は、大学が学生に代わって申請できるという内容であり、この指定について大学に依頼したということです。学生の申請に対する利便性が大きな目的になっており、厚生局としては、文書勧奨のみ

でなく電話勧奨のほか、必要に応じて大学へも出向きながらこの説明をしております。その際は年金事務所職員の方もご同行いただきながら実施しているところであり、そういった機会が秋田県内にあれば、ご協力いただければと思います。私からは以上です。

藤本議長 : 東北厚生局の方からの現状の報告とご説明をいただきました。何かご意見やご質問はございますか。

安田副所長 : 私どもも大学の方にアプローチしているところですので、一緒にやっていければと思います。ご協力をお願いいたします。

藤本議長 : ありがとうございます。資料についてはかなり詳しく説明いただいたので時間も押してまいりましたが、ご質問やご意見はございませんか。事務局の方から補足はありませんか。

安田副所長 : 冒頭でお話したとおり、本会議につきましては、ホームページに議事録を掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。来年度の開催は7月を予定しております。要綱にありますが、委員の任期は2年となっております、途中で代わられている方に関しては残任期間の委嘱をお願いしておりますが、令和5年度からの委嘱のため今年度末までとなります。人事異動等ありますが、できれば引き続きお願いしたいと考えております。また近くなったらご案内いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

藤本議長 : ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。それでは、以上議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

6 議事終了 議長解任

7 本部（東北地域部事業推進役 高橋 克幸）あいさつ

本日は各委員の皆様、ご多忙の折ご出席いただきまして誠にありがとうございました。委員の皆様のご協力もありまして滞りなく会議終了の運びとなりましたこと感謝申し上げます。

本日いただいたご意見ですが、地域年金展開事業の拡充というところでは労働局等関係団体との連携や、サービス拡充の点ではオンライン相談の実現のご提案をいただいたと思っております。また年金委員の拡大、年金セミナーの拡大と充実というところで、ご意見いただいたと存じております。これからの取り組みとしては、ターゲットを明確に定めた確な時期に実施していくということになるかと思いますが、いろいろとご協力いただく点があるかと

思いますので、その時にはよろしく申し上げます。本日皆様方からいただきました提案等につきましても、日本年金機構本部および関係機関内で共有させていただきますとともに、秋田県内の各年金事務所と協力し、今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

さて、従来から申し上げておりますとおり、公的年金制度の適正かつ恒常的な発展のために、地域や企業の皆様に対して正しい年金の知識または情報を適時的確にお伝えするという事は、私ども年金機構の重大な取り組みであると考えております。とりわけ、10月に施行となる従業員 51 人以上の規模の事業所における短時間労働者適用拡大については、お勤めの方々の働き方に大きな影響を与える重要な制度であると認識しております。制度周知を強化しながら適正な届出をいただくことを当機構の責務として取り組んでまいります。いろいろな制度の実現にあたりましては、本日ご参集の皆様のご協力が不可欠です。引き続き地域における支援ネットワークの強化に取り組みながら地域・教育・企業それぞれの立場からのご意見、ご提案を賜りながら、国民の皆様の年金制度に対する理解を深め、年金加入や保険料納付に結び付けていくよう努めてまいりますので、今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

最後になりますが、引き続きのご指導、ご鞭撻を重ねてお願い申し上げまして御礼の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

8 閉会